

理事・監事及び顧問の改選等に関する規程

本法人は、定款第50条の規定に基づき、理事・監事及び顧問の改選等に関する規程を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第21条第1項の理事及び監事の選任並びに第26条第2項の顧問の委嘱が公正かつ円滑に行われるよう、所要の手続きを規定するものである。

(改選の告示)

第2条 事務局は、定款第13条及び第14条の規定に基づき招集される総会において任期が終了する理事又は監事がある場合には、当該総会の開催日の2か月前までに、正会員に対して理事及び監事の改選数および立候補届出期限（告示の日から2週間以上経過した日を定めるものとする）を告示するものとする。

(立候補)

第3条 理事又は監事に立候補しようとする者（正会員を代表する者とするが、必ずしも当該正会員の法人代表権を有する者に限らない。）は、他の2以上の正会員を代表する者（必ずしも当該正会員の法人代表権を有する者に限らない。）の推薦を得た上で、前条の立候補届出期限までに、当該正会員を代表して理事又は監事に就任しようとする者の氏名及び連絡先並びに当該他の2以上の正会員の推薦状を添えて、事務局まで届け出なければならない。

(選出の方法)

第4条 前条の立候補者数が第2条に規定する理事及び監事の改選数を上回った場合、当該立候補者を被選挙人とする選挙の方法により理事及び監事候補者を選出するものとする。
2 第3条の立候補者数が第2条に規定する理事及び監事の改選数と同数又はこれを下回った場合、当該立候補者を無投票により理事又は監事候補者に選出するものとする。

(選挙手続き)

第5条 前条第1項の選挙は、正会員の投票により行うものとする。
2 前項の投票は、郵送により行うものとし、正会員がそれぞれ第2条に規定する理事及び監事の改選数以内の複数票を投じることとし、有効投票の多数を得た者から順次に数えて改選数に至るまでの者を理事又は監事候補者に選出するものとする。
3 選挙に当たっては、立候補者の属する法人以外の3法人以上の正会員からなる選挙管理委員会を設け、選挙管理委員会が選挙日程の決定・公示、開票等の選挙手続きを行う。
4 前項の選挙管理委員会の委員長は代表理事が委嘱する。委員は委員長が委嘱する。

(候補者の公示)

第6条 事務局は、総会開催日の2週間前までに、第4条の理事及び監事候補者を記した議案書を正会員に配付するものとする。

(補欠の役員の選任)

第7条 任期中に役員の辞任等があった場合は、補欠の役員を選任することができる。補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(顧問の任期)

第8条 顧問の任期は原則1年とする。なお、再任する場合は、定款第26条第2項の規定に基づき、再度理事会の承認を得て代表理事が委嘱する。ただし、代表理事経験者は2年を超えて再任することができない。

附 則

1. 本規程は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。

附 則（平成27年3月4日改定）

1 この規程変更は、平成27年3月4日から施行する。

附 則（平成30年3月27日改定）

1 この規程変更は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月20日改定）

1 この規程変更は、平成31年3月20日から施行する。

附 則（令和3年3月18日改定）

1 この規程変更は、令和3年3月18日から施行する。